



行政情報

広報・ホームページ

問 政策企画課 秘書広報係 ☎63-2552(内線213)

🌿 広報ゆあさ

町の施策や各課からのお知らせ、まちの話題などを掲載して、毎月1回(1日)発行しています。

🌿 声の広報

目の不自由な方のために、ボランティアグループ『ともしび』の皆さんが、CDに録音した「声の広報」を作成しています。ご利用の方はご連絡ください。

🌿 公式ホームページ

町民の皆さんや全国の皆さんに私たちのまちをもっと知ってもらおうと、公式ホームページで情報を発信しています。

各種申請様式をホームページからダウンロードすることもできます。今後も、内容を充実させていきます。

▶ 湯浅町のホームページ

<https://www.town.yuasa.wakayama.jp/>

▶ ソーシャルネットワーキングサービス

湯浅町公式アカウントでは、町民の皆さまに向けた行政情報、イベント情報などを配信しています。



LINE(ライン)



Twitter(ツイッター)

▶ テレビ和歌山地上デジタルデータ放送

テレビ和歌山地上デジタル放送市町村情報では、災害時の避難指示、避難所情報、防災無線の内容を発信しています。

<視聴方法>

- ① テレビ和歌山(5チャンネル)に合わせる
- ② リモコンのdボタンを押す
- ③ 赤ボタンまたは矢印ボタンで、画面の市町村情報を選択する

※テレビ和歌山が映らないテレビやデータ放送に対応していないテレビでは利用できません。

選挙

問 選挙管理委員会事務局 ☎63-2525

🌿 選挙権のある人

年齢が満18歳以上の日本国民で、引き続き3ヶ月以上湯浅町に住所がある方は、選挙権があります。

🌿 投票できない人

選挙権があっても、本町の選挙人名簿に登録されていない方は本町で投票できません。また、公民権を停止されている方は投票できません。

🌿 選挙人名簿の登録

選挙人名簿の登録は、住民基本台帳に基づいて行います。転入、転出、転居その他の異動をされたときは、湯浅町役場へ届け出てください。

🌿 選挙人名簿抄本の閲覧

選挙人名簿抄本は、町選挙管理委員会事務局において、公職選挙法の規定により、次のような場合に限り閲覧することができます。閲覧申請書を選挙管理委員会事務局へ提出してください。

1. 登録の有無の確認
2. 政治活動・選挙運動
3. 調査研究

▶ 定時登録

毎年3月、6月、9月、12月の登録月の1日を基準日として登録します。

▶ 選挙時登録

選挙のつど、選挙管理委員会が別に定めます。

🌿 選挙の投票は

本町の選挙人名簿に登録されていて選挙権がある方には投票所入場券を郵送により送付します。それを持って、投票所入場券に示された投票所で投票を行ってください。



投票日に投票所へ行けない方は

理由があって、投票日に投票所へ行けない場合は、公示または告示の翌日から投票日の前日までの間に、湯浅町役場で期日前投票をすることができます。

また、身体に重度の障がいがあり、身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方、および介護保険上の要介護者で介護保険の被保険者証に要介護5と記載されている方は、郵便等投票証明書の交付を受ければ、郵便等による不在者投票をすることができます。

選挙の投票時間

投票時間は7時から19時まで、期日前投票の時間は、8時30分から20時までです。

在外選挙制度

▶ 国外に住んでいても投票ができます

在外選挙制度とは、外国に3ヶ月以上住んでいる方に、選挙権を認めた制度です。

❖ 対象選挙

国政選挙のみ(衆議院議員、参議院議員選挙)

❖ 対象者

18歳以上の日本国民で、自分の住所を所轄する領事館の所轄区域内に3ヶ月以上住所のある方
※ただし、在外選挙人名簿に登録され、在外選挙人証を所持している方のみ

❖ 在外選挙人名簿に登録するために

原則として国内の最終住所地の選挙管理委員会に登録申請をする必要があります。申請方法は次の2種類です。
①所轄の在外公館の窓口で行う。

②最終住所地の市町村の選挙管理委員会に対して行う。
※在外選挙人名簿に登録されると、在外選挙人証が交付されます。

❖ 投票

原則として、選挙期日の5日前までに、在外公館でおこなうことができます。この際、在外選挙人証を提示する必要があります。なお、在外公館へ向くことが困難な地域に住んでいる方は、郵便による投票もできます。また、在外選挙人名簿がある市町村で、帰国により投票することもできます。
※詳しくは、湯浅町選挙管理委員会または住所地の大使館等へお問い合わせください。

明るくきれいな選挙を推進するために

政治家や候補者等が選挙区内でお祭りなどの催し物に寄付をしたり、結婚や出産のお祝いなどを有権者に贈ることは、法律で固く禁止されています。ルールを守り、明るくきれいな選挙を進めましょう。

情報公開・個人情報保護制度

問 総務課 総務係 ☎63-2525

情報公開制度とは

町民の皆さんが、自らの「知る権利」のもとに、町の保有する公文書(文書、写真、電子データ等)の公開を町に求めることができる制度です。

皆さんから開示請求を受けた場合は、町は原則として公文書を公開しますが、法令などで開示が禁止されている情報や、個人に関する情報など開示できない情報もあります。

個人情報保護制度とは

町の保有する自身の個人情報を、町民の皆さんが、開示、訂正および削除する権利を保障するとともに、個人の尊厳の確保と町民の基本的な人権を擁護するため、個人情報の取り扱いに関して必要な事項を定めた制度です。

❖ 請求できる人

本人であれば、誰でも請求できます。ただし、本人認証が必要ですので、本人確認のできるもの(運転免許証など)をご持参ください。

❖ 請求できる内容

- ・自分に関する個人情報の開示の請求
- ・開示された自分に関する個人情報に誤りがあると思われるときは、訂正の請求
- ・開示された自分に関する個人情報が、適正な取り扱いをされていないと思われるときは、利用停止の請求

※費用

どちらの制度も、請求にかかる手数料は無料ですが、写しの交付は、実費を負担していただきます。

行政相談

問 総務課 総務係 ☎63-2525

総務省の行政相談は、公正・中立の立場から、行政などへの苦情や意見、要望を無料で受け付け、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度や運営の改善に活かす仕組みです。無料で相談でき、秘密は固く守られます。

相談員は、総務省より委嘱を受けた民間有識者の方にボランティアで行っていただいています。

毎月第3水曜日13時30分から開催しています(広報ゆあさ巻末カレンダーをご参照ください)。

消費者相談

問 ふるさと振興課 商工観光係 ☎64-1112

専門相談員が対面で消費者相談をお受けします。「電話では伝えにくい」「直接資料を見ながら説明したい」などの際にご利用ください。

相談は無料で予約不要です。

「おかしいな」「困ったな」と思ったら、ひとりで悩まずお気軽にお越しください。

毎週火曜日(土日祝日を除く。)13時~16時
※広報ゆあさ巻末カレンダーをご参照ください。

湯浅町ふるさとまちづくり寄附金(ふるさと納税)

問 ふるさと振興課 ふるさと納税推進係 ☎63-2110

▶ 概要

歴史と自然に満ちた豊かなまち、次世代につながる住みよいくふるさとづくりを進めるため、「湯浅町ふるさとまちづくり寄附金」(ふるさと納税)制度を設けております。

本寄附は、寄附者が希望する下記の事業に活用させていただきます。

1. 歴史的文化財の保全及び活用
2. 安心安全のまちづくり推進
3. 特色ある産業を活かしたまちづくり
4. その他 湯浅町の発展に寄与する事業

また、寄附金の「使い道」をより具体的にプロジェクト化し、そのプロジェクトに共感して頂いた方からのご寄附(GCF)も随時募集しております。

※GCFとは、ガバメントクラウドファンディングの略称です。

▶ 寄附の手続き

1. 寄附申込書の提出…申込書は湯浅町ホームページからダウンロードできます。もしくは郵送にて送付させていただきますので、ご連絡ください。
2. 受付の際、送金方法をご案内いたします。
3. 金が確認でき次第、受領証明書を郵送させていただきます。(確定申告などにより寄附金控除が受けられます。証明書は大切に保管願います。)

▶ お礼の品

5,000円以上ご寄附して頂いた方(町外在住の方に限る。)に特産品等をお送りしております。

人権相談・啓発

問 人権推進課 人権係 ☎64-1126
総合センター係 ☎63-4152

町民一人ひとりの人権が尊重される「人権尊重のまちづくり」をめざし、様々な人権相談に応じる窓口を設置しています。

また、町人権尊重委員会と連携し、人権問題に関する啓発活動等に取り組んでいます。

総合センター・文化会館

問 人権推進課 総合センター係 ☎63-4152

人権啓発、住民交流、地域福祉等、各種行事や教室、活動の場としてご利用ください。各種教室を開催しています。詳しくは広報ゆあさ、かいらん等でご確認ください。総合センター窓口では、住民票、印鑑登録証明書、所得証明書、非課税証明書の発行も行っています。

名称	施設概要	開館時間	休館日	所在地	TEL・FAX
総合センター	老人憩いの間、集会所、体育室、学習室など	平日8時30分~21時 土曜日 9時~12時	日曜日、祝日、年末年始 (12/29-1/3)	湯浅町湯浅 2707番地1	TEL63-4152 FAX63-3792
宮西文化会館		平日9時~17時 (12時~13時を除く) 第1・3土曜日 9時~12時	(左記開館日を除く) 土曜日、日曜日、祝日、 年末年始 (12/29-1/3)	湯浅町湯浅 1696番地1	TEL63-5761
横田文化会館	デイサービス室、和室、洋室など	平日9時~17時 (12時~13時を除く) 第2・4土曜日 9時~12時	(左記開館日を除く) 土曜日、日曜日、祝日、 年末年始 (12/29-1/3)	湯浅町栖原6	TEL63-6085
野下・出水文化会館		平日9時~17時 (12時~13時を除く) 第1・2土曜日 9時~12時	(左記開館日を除く) 土曜日、日曜日、祝日、 年末年始 (12/29-1/3)	湯浅町湯浅 2123番地7	TEL63-6315

湯浅町ぬくもりふれあいセンター

問 ☎23-7799(湯浅町湯浅2708番地1)
人権推進課 総合センター係 ☎63-4152

NPO法人により、生活就労相談、地域ふれあいサロン(毎週火曜日)の運営を行っています。

